

【科目情報】

授業コード	1FCB304010	科目ナンバリング	FCALAW81029-J2
授業科目名	刑法総合演習		
担当教員氏名	金澤 真理		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	月曜1限
授業形態	演習		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	刑法総論、各論の基本的知識を習得した者を対象とするものであり、本演習では、演習参加者が、判例において扱われた事例を主たる素材に、論点の析出、理論構成の方法を討論を通じて主体的に学習する。論点の分析や課題に即した設例の検討を通じて、論述形式の問題に対する理論構成のあり方や文書化の方法を学ぶ。
到達目標	具体的な事実を手がかりとして、演習参加者が相互に多様な観点から検討を加えることで、刑法理論に関する深い思考を身につけ、実践的な刑法解釈論を展開することができるようになる。理論分析にとどまらず、事案の特徴に着目した事例類型の整理、分析を踏まえた帰結を他の意見に考察を加えつつ述べる力を身につける。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	罪刑法定主義と刑法の解釈。刑法の解釈指針としての刑罰法規の明確性、適正性について判例を素材として考える。	項目ごとに課題を設定し、論述方式で解答する設例を記載した教材を用いる。演習参加者は、事前に上記教材の課題に取り組み、重要な概念や判例の状況について正確な知識を身につけ、議論状況を整理しておく。設例の論述方法に関しては、報告担当を割り当てるが、担当者以外の者も答案構成を練り、準備することが望ましい。演習後は、報告や議論を参考に、各項目における論点に即した分析に基づき、応用課題に対しても論述を展開できるよう努められたい。
第2回	実行行為の形態と犯罪の終了時期。実務上特に重要な状態犯と継続犯に関して出された最高裁決定（最決平成18・12・13刑集60巻10号857頁）等を素材に犯罪の終了時期について考察する。	同上
第3回	因果関係論。実行行為後に介入事情が生じた事例を素材に、判例が基準としているとされる危険の現実化の適用例を検討する。	同上
第4回	正当防衛。近時の判例の動向を概観し、刑法36条の趣旨を踏まえた正当防衛の意義、限界を考究する。	同上

第5回	過剰防衛の前提と量的過剰。過剰防衛に関する判例の推移をフォローし、量的過剰についても過剰防衛の効果を認められるか、考察する。	同上
第6回	故意と錯誤。故意があると言えるために必要な犯罪事実に関する認識の内実を判例を素材に討究する。	同上
第7回	過失犯と信頼の原則。主に交通事犯に関して発展してきた信頼の原則に関し、判例の射程を吟味する。	同上
第8回	因果関係の錯誤と早すぎた結果発生。クロロホルム事件判例（最決平成16・3・22刑集58巻3号187頁）により作られた議論の土台を確認し、因果関係の錯誤論の展望を論じる。	同上
第9回	間接正犯と共犯。間接正犯の諸類型を概観し、判例における間接正犯の意義を探求する。	同上
第10回	不作為と共犯。虐待事案等に見られる犯罪阻止義務の限界を理論的に考究する。	同上
第11回	抗拒不能に乗じた強制わいせつ罪。強制わいせつ罪に準じる「抗拒不能」の意義と解釈基準の変容を確認し、暴行脅迫によらない犯罪成否の限界を論究する。	同上
第12回	同時傷害の特例。最近の最高裁決定（最決平成28・3・34刑集70巻3号1頁）を素材に実体法のみならず訴訟法上も検討の余地がある刑法207条の規定の意義を探る。	同上
第13回	公務員に対する業務妨害罪。伝統的論点に関し、公務と業務との関係を整理し、近時のインターネットを利用する事案等への対処に対しても有用な解釈基準を模索する。	同上
第14回	賄賂罪における職務関連性。法改正と解釈により拡大してきた賄賂罪の可罰性の範囲を画する「職務関連性」の意義について、判例を素材に検討を加える。	同上
第15回	まとめ	同上
第16回	期末試験	

成績評価方法	到達目標の達成度を測るため、以下により絶対評価の方法を用いる。演習への準備、演習における態度（討論への取組み、参加）を30%、期末試験を70%の割合で評価する。犯罪論の基礎知識を踏まえ、事例で示された問題に適切な条文をあてはめられることが最低基準である。
履修上の注意	予復習を欠かさぬようにしてください。
教科書	特に指定しない。
参考文献	教材を配布する。
その他	